

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	旅館業許可		
根 拠 法 令 名	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）	（条項）第 3 条第 1 項	
基 準 法 令 名	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号） 旅館業法施行令（昭和 32 年政令第 152 号） 旅館業法施行規則 （昭和 23 年厚生省令第 28 号） 大津市旅館業法施行条例 （平成 20 年大津市条例第 48 号）	（条項）第 3 条第 2 項、第 3 項 （条項）第 1 条、第 2 条 （条項）第 5 条 （条項）第 2 条第 1 項、第 2 項、 第 5 条、第 6 条、第 7 条	
所 管 部 署	健康福祉部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標 準 処 理 期 間	1 4 日	法 定 処 理 期 間	—
【審査基準】 ・ 文書の名称 【 営業許可等事務処理実務マニュアル【旅館業編】 】 ・ 掲載図書等 【 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 〔旅館業の許可基準〕 旅館業の許可は、旅館業法第 3 条第 2 項に規定する欠格事項に該当しないこと及び次の各号に掲げる基準に適合すること並びに上記文書に定める基準に則り審査するものとする。 なお、当該文書については、担当課の事務所に備え置く。 1 旅館業法第 3 条第 3 項に規定する設置の場所の基準 2 旅館業法施行令第 1 条第 1 項から第 3 項に規定する構造設備の基準 ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであって、厚生労働省令で定めるものについては、旅館業法施行令第 1 条第 1 項又は第 2 項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。 また、大津市旅館業法施行条例第 5 条及び第 6 条の規定は、旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）第 5 条第 1 項各号に掲げる施設については、適用しない。			

参考

[根拠法令]

《旅館業法》

第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第4項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

[基準法令]

《旅館業法》

第3条 （略）

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者
- (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第1項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第1条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

《旅館業法施行令》

第1条 旅館業法（以下「法」という。）第3条第2項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 1客室の床面積は、7平方メートル（寝台を置く客室にあつては、9平方メートル）以上であること。
- (2) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。
- (3) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- (4) 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来しないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
- (5) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- (6) 適当な数の便所を有すること。
- (7) その設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

(8) その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2 法第3条第2項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の延床面積は、33平方メートル（法第3条第1項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を10未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
- (2) 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。
- (3) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- (4) 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- (5) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- (6) 適当な数の便所を有すること。
- (7) その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

3 法第3条第2項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- (2) 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- (3) 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- (4) 適当な数の便所を有すること。
- (5) その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

第2条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第1項又は第2項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

《旅館業法施行規則》

第5条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第2条に規定する施設は、次のとおりとする。

- (1) キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- (2) 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- (3) 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- (4) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

表（略）

3 第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、季節的状况、地理的状况等によつて令第1条第1項第4号及び第2項第4号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

《大津市旅館業法施行条例》

第5条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2（略）

第6条 政令第1条第2項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準及び同条第3項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、別表第2第1項及び第3項から第6項までに掲げる基準に適合するものであることとする。

第7条 前2条の規定は、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項各号に掲げる施設については、適用しない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもつて代えることができる。